

平成28年度
第48回 定期総会



日時 平成28年7月3日 午後1時から午後4時30分
(受付開始 12時30分)
会場 海老名市文化会館3階会議室
海老名市上郷 476-2
☎ 046-232-3231

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会

第48回定期総会

目次

次第・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2頁
平成27年度活動報告・・・・・・・・・・・・・・・・	3頁
平成27年度一般・特別会計決算報告・監査報告・・・・・・・・	7頁
平成28年度活動計画案・・・・・・・・・・・・・・・・	9頁
平成28年度一般・特別会計予算案・・・・・・・・・・・・・・・・	11頁
平成28年度役員選出案・・・・・・・・・・・・・・・・	13頁
参考資料	
【資料1】神奈川県知的障害者施設保護者会連合会会則・・・・・・・・	14頁
【資料2】総会代議員選出細則・・・・・・・・・・・・・・・・	17頁
【資料3】会費制定細則・・・・・・・・・・・・・・・・	17頁
【資料4】専門部会設置細則・・・・・・・・・・・・・・・・	18頁
【資料5】全施連「新しい施設のあり方に関する提言」(要旨)・・	19頁
【資料6】神奈川県知的障害者施設保護者会連合会加盟施設一覧・・	20頁

第48回定期総会次第

13:00 開会

会長挨拶

議長・書記選出

議決権の個数確認

議事

第1号議案 平成27年度活動報告

第2号議案 平成27年度決算書 一般会計（案）・特別会計（案）、監査報告

第3号議案 平成28年度活動計画（案）

第4号議案 平成28年度予算書 一般会計（案）・特別会予算（案）

第5号議案 平成28年度役員選任（案）

14:00 閉会

14:15 講演会「神奈川県における障害福祉の課題と取り組み」

講師 県障害福祉課・障害サービス担当課長

弘末竜久氏

16:30（予定） 閉会・解散

第1号議案

平成27年度活動報告

《概況》

平成27年度における障害福祉をめぐる外部環境は、「障害者総合支援法施行3年後の見直し」や、「社会福祉法人改革」あるいは「高齢知的障害者への介護保険の適用（いわゆる「65歳問題」）」など様々な施策が進められましたが、障害のある人たちにとって、必ずしも望ましい方向に進まないばかりでなく、むしろますます厳しい状況になりつつあるといえます。

このような状況下にあつて、神奈川施保連としては「全施連 第11回全国大会 in 神奈川」（以下、「全国大会」という。）の担当県連として、全員一丸となつて準備に取り組み、無事かつ好評裡に開催することができました。

また、活動の軸となる「調査部会」・「広報部会」・「交流部会」・「総務部会」の四部会にあつては、各保護者会等に対する適時・適切な各種情報の提供、学習会等による会員への障害者施策に関わる知識の周知・啓発などを行い、一定の成果を収めることができたものと考えています。

なお、具体的な活動状況については以下のとおりです。

1. 「全施連 第11回全国大会in神奈川」開催の取り組み

本大会を全国知的障害者施設家族会連合会（以下、「全施連」という。）の次の10年間のスタートの大会という位置付けのもと、「知的障害のある人にとって最適な生活の場とは」を大会テーマとして開催することにし、準備に万全を期するため、平成26年6月「プロジェクト2015」を立ち上げ、18回に及ぶ会合を重ねました。

大会では、NPO 法人日本障害者協議会・代表藤井克徳様から「知的障害のある人にとって安心できる生活とは—障害者権利条約をベースに新たな社会づくりを—」の基調講演をいただき、障害者権利条約への理解を深めることができました。また、「～障害の多様性さらにはライフステージに応じた生活の場を考える～」というサブタイトルにもとづいて、大会史上初めての全員参加型意見交換を行いました。そのためにあらかじめ全国から家族の思いを提出してもらい、103件を大会資料として取りまとめ配布しました。

開催に当たっては、神奈川施保連に加盟する各家族会やその施設をはじめ全施連加盟各県連等、多くの関係諸団体の協力を得まして、全国から25県連、約560名参加と言う盛況な大会となりました。なお、大会費用についても参加費などで賄うことができました。

2. 各保護者会等における共通課題への取り組み

(1) 高齢化・障害の重度化への対応

①入所施設・グループホーム等（以下、「障害者支援施設」という。）における利用者の高齢化・障害の重度化（病弱化や認知症の進行を含む）に伴う施設の設備・支援面の問題点等に関し、施設関係者との共通認識がどの程度できているかについて、「保護者会等と法人・施設のコミュニケーションはどのようになっているか」をテーマとする保護者会等間交流会によって認識を深めました。また、各保護者会等と法人・施設の関係は、総じておおむね良好な関係にあることを確認するとともに、各保護者会等が引き続き諸問題について取り組んでいくことを再確認しました。

②利用者の高齢化・障害の重度化が進んだ場合の、「障害者支援施設における支援の限界とは、どのような状態を言うのか、また、それにどのように対応するのか」について、神奈川施保連としての議論をさらに深め

ることを計画しましたが、全国大会準備の関係から、次年度の検討課題としました。

(2) 地域生活移行への対応

①入所施設でなければ安心・安全な生活ができない知的障害のある人たちがいるという実態を、国や県・市町村に訴え理解を広げていく取り組みを継続しました。この件については、横浜市、川崎市や、その他一部の市町村との意見交換会を開催し、私たちの考え方を伝えることが出来ました。

②すでに地域移行した人達の移行に伴う問題点やその改善状況などについては、グループホーム学会等の講師を招き、様々な問題点やその改善状況などを学び、各保護者会等の取り組みに資するようバックアップしました。

なお、具体的な問題点が明らかになった場合は、神奈川施保連としてフォローアップに努めることにしていましたが、そのような事例の発生はありませんでした。

③今後とも入所施設が果たすべき役割に関する取り組みについて

ア 全施連の「新しい施設の在り方に関する提言」に関しては、全施連の解説版の完成を待って、神奈川施保連内の議論と理解の深化を図ることにしていましたが、全施連のPT会議での検討が、解説版の作成ではなく、「提言 PART II」の策定に変わってきたため、具体的な取組には至りませんでした。

なお、この問題に関する取組の基本的スタンスについて、神奈川施保連としては「知的障害者支援施設などを取り巻く現状実態の分析をもとに、家族目線での対策を検討する必要がある」と考えています。

イ 入所施設に係る待機者問題や職員の採用難、支援の質の低下などの問題について実態把握に努め、今後の取り組みに反映させることを計画しましたが、全国大会準備の関係から、次年度の検討課題としました。

3. 各保護者会活動の一層の活性化に寄与する情報提供等

四部会活動により、適時・適切な情報提供が出来たものと考えています。

(1) 調査部会

大きなエネルギーを大会準備に注ぎつつ、障害者福祉に関する情報をタイムリーに分かり易く分析し、レポート(No.16～No.21 および号外2件)として会員に配布しました。

(2) 広報部会

全国大会、神奈川施保連総会、講演会、学習会などを記事に取り上げて施保連ニュース(62号～70号)を発行するとともに、ホームページに公開しました。また、障害福祉等に関する新聞記事をタイムリーに会員に届け、情報を共有化しました。

(3) 交流部会

学習会、施設見学会を実施して、各種障害施策に関する情報や障害者施設のあるべき姿について、理解と認識を深めました。

(4) 総務部会

全国大会準備に万全を期するとともに、保護者会等間交流会では調査部会の協力でアンケート調査を実施して「テーマB調査報告書」にまとめ、さらに交流会での議論内容を「テーマBに関する交流会のまとめ」として会員に報告しました。また、知的障害のある人たちに関わる様々な問題について意見交換を

行いました。

4. 他の障害者団体との連携

神奈川施保連の設立目的を推進するため、主に次の団体と連携し情報の収集や様々な活動を進めました。

(1) 全施連等との連携

- ①「あるべき施設像」（提言 PART II）の P T 会議での検討や、障害者福祉施策への提言作りへの参画。
- ②国への要望事項の企画・立案への参画。
- ③広報活動や調査研究活動への協力。
- ④関東ブロック連絡協議会の開催。

(2) 県内諸団体との連携

引き続き次の県内諸団体と連携し、情報交換や意見交換を行いました。

- ①神奈川県知的障害施設団体連合会
- ②神奈川県手をつなぐ育成会
- ③横浜市手をつなぐ育成会
- ④川崎市育成会手をむすぶ親の会
- ⑤その他の県内障害者諸団体
- ⑥やまゆり知的障害児者生活サポート協会

5. 神奈川県および各市町村との関係強化

今年度は、横浜市、川崎市、厚木市について関係保護者会等の協力を得て、意見交換会などを行いました。また、その他の市町村についても必要の都度訪問し、意見交換・情報収集を行いました。

6. その他の課題への取り組み

(1) 運営体制の強化

①基本的な運営体制

ア 運営体制は、これまでどおり正副会長、常任理事、各部会、理事が連携し、情報の収集、会員の意見集約を図り、決定事項の伝達等漏れのないよう運営しました。また、各保護者会等の有為の人材の協力も得ながら課題の達成に取り組みました。

イ 四部会については、部員増による体制の強化は出来ませんでしたが、初期の目的は概ね達成することが出来ました。

②将来を担う人材の育成

将来を担う人材の育成に取り組みました。

(2) 保護者会等間交流会の継続実施

今年度の保護者会等間交流会は、「各法人と家族会のコミュニケーションの実態とあるべき姿」をテーマに 33 名が参加し、活発な情報交換、意見交換を行いました。

平成27年度会議等開催報告

(平成27年6月1日～平成28年5月31日)

月	日	曜日	内 容	詳 細
6	7	日	理事会①	決算承認・総会準備等
7	5	日	第47回定期総会・講演会 講師:高山和彦氏「一生涯を支える支援の仕方」	H27活動計画の承認等、GHの情報収集
	20	(月)	常任理事会①	理事会準備・全国大会準備
8	2	日	理事会②	全国大会準備
	3	月	全国大会会場視察[ローズホテル横浜]	会場レイアウトの確認等
9	2	水	全国大会参加証等発送	
	7	月	常任理事会②	全国大会準備
	23	(水)	理事会③、交流会「家族会と施設の意思疎通」	全国大会役割確認等
10	5	月	常任理事会③	全国大会最終確認
	14	水	全国大会リハーサル[ローズホテル横浜]	ホテルとの最終調整等
	20,21	火、水	全施連 第11回全国大会 in 神奈川	ローズホテル横浜
11	11	水	施設見学会「ソイル栄」	
	23	(月)	理事会④、学習会(講師:室津滋樹氏、浮貝明典氏「独立系GHについて」)	全国大会の総括
12	24	木	常任理事会④	前半期振り返り
1	10	日	理事会⑤・新年会	後半期の推進審議・理事懇親
2	7	日	学習会(講師:嶋田芳樹氏)	障害福祉をめぐる最近の動き
	16	火	障害者施策説明会	
3	2	水	全施連・関東ブロック会議	全施連活動報告等
	6	日	常任理事会⑤、理事会⑥	全施連H28活動への要望等
	24	木	常任理事会⑥	理事会準備・活動計画推進等
4	3	日	理事会⑦	活動内容の確認と推進等
	21	木	常任理事会⑦	理事会準備・活動計画推進等
5	22	日	理事会⑧・学習会(講師:嶋田芳樹氏)	総会資料審議等
	26	木	神奈川県施設団体連合会との会合	意見交換

注:()は祝祭日です。

※その他の会議等

①三役会議・四部会会議等は随時開催

②プロジェクトチームの開催

③全施連社員総会(6月)、全施連支部長会議(9月、3月)への代表派遣

④全施連正副理事長会議(2月、4月)への出席

⑤全施連PT会議への代表派遣

第1回(札幌9月13、14日)、第2回(秋田11月7、8日)、第3回(福岡3月19、20日)

⑥やまゆり生活サポート協会、その他の障害者団体等の会合には代表者を随時派遣

⑦素麺・うどん幹旋活動の継続

第2号議案

平成27年度決算書(一般会計)
(平成27年6月1日～平成28年5月31日)

<収入の部>

(単位円)

	①実績	②予算額	③差(①-②)	備考
前年度繰越	987,366	987,366	0	
会費	952,600	952,600	0	32施設
寄付金等	572,183	170,000	402,183	やまゆり広告費,神奈川大会余剰金他
合計	2,512,149	2,109,966	402,183	

<支出の部>

科目	①実績	②予算額	③差(①-②)	
<事業費小計>	155,567	315,000	-159,433	
施設見学費	5,000	5,000	0	27.11/11 ソイル栄
講演会費	120,000	200,000	-80,000	4回
部会活動補助費	17,237	30,000	-12,763	四部会活動の補助
交通費	13,330	80,000	-66,670	特別公務費用計上
<全施連関係費小計>	678,490	708,000	-29,510	
全施連会費	108,000	108,000	0	全施連会費 32施設×1,500+60,000
支部長会費用	358,390	450,000	-91,610	
全施連活動関係費	212,100	150,000	62,100	全施連関係会合等への派遣旅費等
<会議費小計>	62,570	85,000	-22,430	
総会費	21,370	15,000	6,370	資料等
会場費	41,200	70,000	-28,800	総会,理事会,学習会等会場費
<事務費小計>	210,820	250,000	-39,180	
印刷費	68,386	80,000	-11,614	資料作成、トナー等印刷関連費用
文具費	25,149	50,000	-24,851	事務消耗品
郵送費	51,983	70,000	-18,017	メール便・宅急便 切手、など
雑費	65,302	50,000	15,302	
<広報費小計>	14,772	30,000	-15,228	ホームページ掲載費用
<その他小計>		340,000	-340,000	
全国大会特別会計繰入	0	340,000	-340,000	
特別基金会計振替	0	0	0	
《支出費用合計》	1,122,219	1,728,000	-605,781	
予備費		381,966	-381,966	
次年度繰越	1,389,930		1,389,930	
合計	2,512,149	2,109,966	402,183	

会長 岩本邦雄

会計 内田喬久
会計 上村美知子

平成27年度決算書(全国大会特別会計)
(平成27年6月1日～平成28年5月31日)

(単位円)

収入の部		支出の部	
前年度より繰越	0	神奈川大会補助金	0
ソーメン販売還付金	480,000	平成28年度へ繰越	480,000
本会計より繰入	0		
計	480,000	計	480,000

平成27年度決算書(特別基金会計)
(平成27年6月1日～平成28年5月31日)

(単位円)

収入の部		支出の部	
前年度より繰越	500,100	次年度へ繰越	500,200
受取利息	100		
計	500,200	計	500,200

監査報告

施保連平成27年6月1日から平成28年5月31日までの決算内容は、出納帳、経費帳領収書、銀行通帳及び現金等、すべて適正に処理されていることを認めます。

平成28年6月2日

監査 水谷 孜
監査 山田 良和

第3号議案

平成28年度活動計画(案)

《活動の基本方針》

組織としての活動方針は、特別な事情の変化がない限り、年度によって大きく変わるというものではありません。したがって、神奈川施保連としては、平成28年度においても「知的障害のある人たちにとって本当に必要な福祉制度とは、障害の程度・態様やライフステージに応じて、入所施設・グループホーム・在宅など多様な選択肢の中から、もっとも相応しい場を本人が選択し（支援者の支援を得て選択する場合を含む）、そこで質・量ともに必要かつ十分な支援が受けられるものである」という基本的な考え方のもと、引き続き以下の項目を中心に活動いたします。

1. 各保護者会等における共通課題への取り組み

(1) 高齢化・障害の重度化への対応

それぞれの施設において対応が異なると考えられる次の課題について、昨年度の保護者会等間交流会の取組も踏まえて、引き続き議論を深めます。昨年に引き続き、それぞれの施設においてありようが異なる次の取り組みについて議論を深めます。

- ① 入所施設・グループホームにおける利用者の高齢化・重度化に伴う施設の設備・支援面の問題点について
- ② 利用者の高齢化・障害の重度化が進んだ場合の施設における支援の限界とその対応の在り方について

(2) 地域生活移行への対応

①入所施設でなければ安心・安全な生活ができない知的障害のある人たちがいるという実態を、国や県・市町村に訴え理解を広げていく取り組みを継続します。

②すでに地域移行した人たちについては、移行に伴う問題点やその改善状況などについて必要に応じて支援に努めます。それとともに、改善に向けた各保護者会の取組みを、積極的にバックアップします。

③今後とも入所施設が果たすべき役割に関する取り組みについて

ア 全施連の「新しい施設の在り方に関する提言」（提言 PART II）に関しては、知的障害者支援施設などを取り巻く現状の把握・分析をもとに、家族目線での分かりやすい提言となるよう、PT会議への参加を通じて取り組みます。

イ 入所施設に係る待機者問題や職員の採用難、支援の質の低下などの問題について実態把握に努め、神奈川施保連としてどのように対応すべきなのかについて、検討することになります。

(3) 65歳問題への対応

「いわゆる65歳問題」については、各市町村の対応にばらつきがあることから、実態調査を行い対応策について検討します。また、この件については神奈川県知的障害者施設団体連合会との連携も積極的に図って行きたいと考えます。

2. 各保護者会活動の一層の活性化に寄与する情報提供等

調査・広報・交流・総務の四部会は、担当業務の充実を図りつつ、引き続き各保護者会等活動の活性化に寄与するよう、適時・適切な情報を提供していきます。

3. 他の障害者団体との連携

(1) 全施連等との連携

全施連が行う各種の活動に積極的に参画・協力を行います。

また、関東ブロック連絡協議会を開催して全施連活動報告等を行います。

(2) 県内諸団体との連携

県内諸団体と連携し、共通の課題等について情報交換や意見交換を引き続き行います。

4. 神奈川県および各市町村との連携強化

神奈川県および政令指定都市を中心とする地方行政組織との関係については、それぞれ関係保護者会等の協力を得ながらさらなる強化に努めます。

5. その他の課題への取り組み

(1) 運営体制の維持・強化

① 基本的な運営体制については、さらに充実を図ります。

② 将来を担う人材の発掘・活用に努めます。

(2) 保護者会等間交流会の継続実施

今年度は、「高齢化・障害の重度化」をテーマに、各施設での現状把握をもとに実施します。

以上

平成28年度会議開催予定(案)

(平成28年6月1日～平成29年5月31日)

月	日	曜日	内容	詳細
6	5	日	理事会①	決算承認・総会準備等審議
7	3	日	第48回定期総会・講演会	H28活動計画承認等・情報提供
	28	木	常任理事会①	理事会準備・活動計画推進等
8	7	日	理事会②	活動内容の確認と推進等
	30	火	常任理事会②	理事会準備・活動計画推進等
9	19	(月)	理事会③	活動内容の確認と推進等
	下旬		全施連・関東ブロック会議	全施連活動報告等
10	3	月	施設見学会(さがみ野ホーム)	
	13	木	常任理事会③	理事会準備・活動計画の推進等
	18,19	火、水	全施連第12回全国大会(福岡)	2日目支部長会議
	23	日	理事会④、保護者会等間交流会	全国大会報告等
	未定		神奈川県施設団体連合会との会合	意見交換
11	10	木	常任理事会④	理事会準備・前半期の振り返り等
1	8	日	理事会⑤、新年会	前半期の振り返り等・理事交流会
2	未定		全施連・関東ブロック会議	全施連活動報告等
	21	火	常任理事会⑤	理事会準備・活動計画推進等
3	19	日	理事会⑥、学習会	活動内容の確認と推進等・情報提供
4	5	水	常任理事会⑥	理事会準備・活動計画推進等
5	14	日	理事会⑦	活動の振り返り等
6	8	木	常任理事会⑦	理事会準備・定期総会準備
	25	日	理事会⑧	決算承認・定期総会準備等
7	2	日	第49回定期総会・講演会	H29活動計画承認等・情報提供

注：()は祝祭日です。

※その他の会議等

- ①三役会議・四部会会議等は随時開催
- ②全施連社員総会(6月)、全施連支部長会議(2回予定)への代表派遣
- ③全施連正副理事長会議(2回予定)への出席
- ④全施連PT会議への代表派遣
- ⑤やまゆり生活サポート協会、その他の障害者団体等の会合には代表者を随時派遣
- ⑥素麺・うどん幹旋活動の継続

第4号議案

平成28年度 予 算 書(一般会計) 案

(平成28年6月1日～平成29年5月31日)

<収入の部>

(単位円)

科 目	予算額	備考
前年度繰越	1,389,930	
会 費	951,700	
寄付金 等	170,000	やまゆり(広告収入2万・共催事業収入15万)
合 計	2,511,630	

<支出の部>

科 目	予算額	備考
<事業費小計>	315,000	
施設見学費	5,000	
講演会費	200,000	年3回 開催
部会活動補助費	30,000	四部会活動への補助
交通費	80,000	各種会合への出席
<全施連関係費小計>	908,000	
全施連会費	108,000	
定例会議・活動関係費	800,000	全施連関係会合などへの派遣旅費等
<会議費小計>	95,000	
総会費	25,000	資料作成、トナー等の印刷関連費用
会場費	70,000	総会、理事会、学習会等
<事務費小計>	270,000	
印 刷 費	80,000	
文 具 費	50,000	事務消耗品
郵 送 費	70,000	メール便・宅急便 切手等
雑 費	70,000	
<広 報 費小計>	30,000	ホームページ掲載費用等
<その他小計>	600,000	
全国大会特別会計繰入	100,000	全国大会(福岡)へ派遣
特別基金会計振替	500,000	神奈川施保連の継続的運営に備えるため
《支出費用合計》	2,218,000	
予備費	293,630	
合 計	2,511,630	

平成28年度予算書(全国大会特別会計)案
 (平成28年6月1日～平成29年5月31日)

(単位円)

収入の部		支出の部	
前年度より繰越	480,000	福岡大会参加費用	1,000,000
ソーメン販売還付金	420,000		
本会計より繰入	100,000		
計	1,000,000	計	1,000,000

平成28年度予算書(特別基金会計)案
 (平成28年6月1日～平成29年5月31日)

(単位円)

収入の部		支出の部	
前年度より繰越	500,200	次年度へ繰越	1,000,200
一般会計より	500,000		
計	1,000,200	計	1,000,200

第5号議案

平成28年度神奈川県知的障害者施設保護者会連合会 役員・理事（案）

No	役 職	所属施設名	定員	候補者氏名	所属
1	会 長	花みずき	50	岩本 邦雄	横浜
2	副 会 長	恵和	152	金子 晋一	横浜
3	副 会 長	みずさわ	59	松沼 碧	川崎
4	副 会 長	野百合園	50	大矢 武久	圏域
5	会 計	永耕園	108	上村美知子	圏域
6	会 計	秦野精華園	150	内田 喬久	圏域
7	総 務	(津久井やゆり園)	-----	杉山 昌明	相模原
8	常任理事	川崎授産学園	50	池谷 英子	川崎
9	常任理事	白根学園	420	杉山 紀靖	横浜
10	常任理事	ソイル榮	50	山本 武	横浜
11	常任理事	愛名やまゆり園	140	石川 初枝	圏域
12	常任理事	津久井やまゆり園	160	大月 和真	相模原
13	プロジェクト外担当	すぎな会	170	嶋田 芳樹	圏域
14	会計監査	(紅梅学園)	-----	山田 良知	圏域
15	会計監査	やまばと学園	60	水谷 孜	圏域
16	理 事	愛の森学園	40	滝 泰子	横浜
17	理 事	厚木精華園	110	山口 重裕	圏域
18	理 事	綾瀬ホーム	80	長 義	圏域
19	理 事	柿生学園	60	石塚千恵子	川崎
20	理 事	藤野薫風	60	植田 昌宏	相模原
21	理 事	紅梅学園	120	稲垣 正光	圏域
22	理 事	さがみ野ホーム	60	露木 紀儒	圏域
23	理 事	松風学園	100	阿部 昭夫	横浜
24	理 事	すみれ園	20	林 茂樹	横浜
25	理 事	素心学院	75	湯田 謙介	圏域
26	理 事	貴志園	30	樺澤 久雄	圏域
27	理 事	中井やまゆり園	116	藤田 隆夫	圏域
28	理 事	のぼら園	30	矢崎 光英	横浜
29	理 事	ひばりが丘学園	63	早川 淳子	横浜
30	理 事	福田の里	50	中島 吉崇	圏域
31	理 事	星谷学園	62	曾我 昌三	圏域
32	理 事	三浦しらとり園	82	鈴木 堅之	圏域
33	理 事	悠トピア	84	甲山 謙一	圏域
34	理 事	リベルテ	60	鴨志田直紀	相模原
3 2 施設 合計			2921		

【資料 1】

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会会則

第1章 総 則

第1条(名称)

本会は、神奈川県知的障害者施設保護者会連合会といい、略称を神奈川施保連という。

第2条(事務所)

本会の事務所は、第14条の会長宅におく。

第3条(会 員)

本会の会員は、本会の目的に賛同し、第7条の定めにより、加入を承認された神奈川県内の知的障害者施設利用者の保護者の団体をもって構成する。

第4条(目 的)

本会は、会員が相互信頼にもとづき連絡・提携し、知的障害者の福祉の向上と施設サービスの質の充実をはかるとともに、会員の健全な発展を推進することを目的とする。

第5条(方 針)

本会は、ノーマライゼーションの理念にもとづき、障害者が施設や地域において、人としての尊厳を保ち、心身ともに健やかに生活できることを目指し、会員間で課題を共有して、その実現に努めるものとする。

- 2 障害者福祉施策をはじめ、障害者を取り巻く状況の変化に常に対応し、関連する法律や制度の調査研究を行い、会員の研修・啓発に資するものとする。

第6条(活 動)

本会は、第4条の目的達成のため、前条の方針に即し、次の活動をする。ただし、特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とした行為は行わない。

- (1) 会員間の交流会・研修会・講演会の開催
- (2) 障害者の福祉に関する調査研究ならびに福祉サービスの質の向上をはかるための活動
- (3) 障害者の福祉施策について、行政に対し要望・意見の提起
- (4) 活動に必要な資料の収集
- (5) 知的障害者の福祉向上のために活動する他の関係団体および関係機関との連携・提携
- (6) その他必要と認められる活動

第2章 加入・脱退

第7条(加 入)

保護者団体から本会に加入の申請があり、常任理事会において加入が承認されたときは、その旨を当該団体に通知する。

- 2 前項による新規会員としての資格は、第10条第2項に定める年度会費を納入したときをもって発行する。

第8条(脱 退)

会員が本会を脱退しようとするときは、その旨書面をもって届出なければならない。

- 2 脱退は、前項の届出があった日から1ヶ月を経過したときをもって発効する。

第3章 会 計

第9条(収 入)

本会に必要な費用は、会費・寄付金・その他の収入をもって充てる。

第10条(会 費)

本会の会費は、次のとおりとし、理事会の審議を経て総会において決定する。

- (1) 年度会費
- (2) 臨時会費
- 2 前項第1号の年度会費の額については別に定める。

第 11 条(会計・経理)

会計・経理は、総会において承認された予算にもとづいて執行する。

第 12 条(決算)

会計決算は、会計監査の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第 13 条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日めとする。

第 4 章 役 員

第 14 条(役員)

本会は、次の役員をおく。

会長 1 名。副会長 4 名。会計 2 名。会計監査 2 名常任理事 若干名
理事 第 17 条第 1 項第 3 号に規定する人数。相談役 若干名。

第 15 条(任 務)

前条の役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 総務は、会長の指示を受け、総務事項を処理する。
- (4) 会計は、総会で承認された予算にもとづいて会計経理事務を処理し、会計監査の監査を経て、総会において承認を得る。
- (5) 常任理事は、会長・副会長を補佐するとともに、会務を執行する。
- (6) 理事は、会の執行業務に参画する。
- (7) 会計監査は、会計経理事務を監査し、総会において報告する。
- (8) 相談役は、会長の諮問に応じて意見を述べ、本会の運営に協力する。

第 16 条(任 期)

本会の役員任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じ、補任された後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第 17 条(役員を選出)

第 14 条の役員を選出については次による。

- (1) 会長・副会長・総務・会計・会計監査は、総会において選出する。
- (2) 常任理事は、理事のうちから会長が推薦し、総会において承認を得る。
- (3) 理事は、各会員組織の代表者 1 名と理事会の承認を得て会長が委嘱したもの若干名とする。
- (4) 相談役は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

- 2 役員が任期中に会員組織を脱退したときは、役員としての地位を失う。ただし、会長については、理事会の決議により、期間を定めて、引き続き会長として留まり、その任務を行うことができる。

第 5 章 機関と運営

第 18 条(機 関)

本会は、次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会

第 19 条(総 会)

総会は、毎年会計年度終了から 2 ヶ月以内で開催し、会長が招集する。

- 2 理事会が特に必要と認めるときは、臨時に総会を開催し、会長が招集する。
- 3 会員は、総会開催のつど別に定める基準により、総会の代議員を定め、あらかじめ本会の総務に届出なければならない。
- 4 総会は、代議員および役員をもって構成し、代議員総数の過半数(委任状出席を含む)、および役員
の過半数が出席することにより成立する。この場合、会長・副会長・会計監査以外の役員は、代議員を兼
ねることを妨げない。

- 5 役員は、総会における議決権を持たない。ただし、前項後段の規定により、代議員を兼ねる役員は、代議員として議決に加わることができる。
- 6 総会の付議事項は、次の各号のとおりとし、出席代議員の過半数の賛同を得て決する。
 - (1) 予算・決算に関する事項
 - (2) 事業計画・事業報告に関する事項
 - (3) 役員選出に関する事項
 - (4) 会則の変更に関する事項
 - (5) その他重要事項

第20条(理事会)

理事会は、会長・副会長・総務・会計・常任理事・理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、本会の事業の重要事項について執行方針を決定する。

第21条(常任理事会)

常任理事会は、会長・副会長・総務・会計・常任理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、本会の業務・財政収支などを執行する。

第22条(専門部会)

本会に、別に定めるところにより、常任理事および理事をもって構成する専門部会をおこなうことができる。

- 2 会長、副会長は随時専門部会に出席し、その会議に参画することができる。
- 3 専門部会は、対外的に活動する場合は、常任理事会の承認をなければならない。ただし、本会の組織拡大のための対外活動についてはこの限りでない。

第23条(細則)

この会則の施行についての細則は、理事会の承認を得て会長が制定する。

第6章 付 則

1. (発 効)

この細則は、昭和46年6月6日から施行する。

この会則の一部を改正し、昭和53年7月15日から施行する。

この会則の一部を改正し、平成9年11月3日から施行する。

この会則の一部を改正し、平成10年8月2日から施行する。

この会則の一部を改正し、平成14年7月6日から施行する。

この会則の一部を改正し、平成15年7月6日から施行する。

この会則の一部を改正し、平成17年7月9日から施行する。

この会則の一部を改正し、平成24年7月1日から施行する。

【資料 2】

総会代議員選出細則

第 1 条(会則との関係)

この細則は、会則第 19 条 3 項にもとづき、総会代議員(以下代議員という。)の選出基準を定める。

第 2 条(選出基準)

代議員は、会員ごとに次に掲げる基準により選出する。

- (1) 会則第 10 条第 2 項の年度会費算出の基礎となる施設定員数が 100 名以下の会員は 3 名、101 人名以上の会員は 4 名とする。
- (2) 前号の施設定員数は、総会開催日の直近の会費納入分の人数とする。

第 3 条(解釈)

この細則の解釈に疑義が生じたときは、常任理事会が判断する。

第 4 条(改 廃)

この細則の改廃は、理事会において行う。

第 5 条(発 効)

この細則は、平成 20 年 7 月 6 日から発効する。

【資料 3】

会費制定細則

第 1 条(会則との関係)

この細則は、会則第 10 条第 2 項にもとづき、年度会費について定める。

第 2 条(算出基準)

年度会費は、会計年度の期初における会員の施設定員数(200 名をもって上限とする。)1 名につき 300 円として算出した額に、一律 5000 円を加えた額とする。

- 2 会計年度の途中で本会に加入した会員の当該年度の会費は、加入したときの施設定員数(200 名をもって上限とする。)にもとづき前項を適用して算出した額を、12 で除し、加入の日の属する月以降年度末までの月数を乗じた額とする。

第 3 条(納 入)

年度会費は本会の会計年度のはじめに当年度分を納入する。ただし、前項第 2 項による年度途中加入会員は、加入後速やかに納入する。

- 2 納入した会費はいかなる場合においても返却しない。

第 4 条(改 廃)

この細則の改廃は、理事会の審議を経て総会において決定する。

第 5 条(発 効)

この細則は、平成 20 年 7 月 6 日から発効する。

付則 1. この細則の一部を改正し、平成 24 年 7 月 1 日から実施する。

2. この細則の一部を改正し、平成 25 年 7 月 6 日から実施する。

【資料 4】

専門部会設置細則

第1条(会則との関係)

この細則は会則第22条にもとづき本会におく専門部会の名称ならびに担当業務および運営について定める。

第2条(名称、担当業務)

専門部会の名称および担当業務は、次のとおりとする。

(1) 調査部会

福祉制度や関係法令を調査研究し、必要に応じて福祉施策の策定および実施について、関係先に対する要望・意見書の提出を立案する。

(2) 交流部会

講演会の企画・開催および施設見学会・交流会の企画運営により、会員に対する啓発活動を行う。

(3) 広報部会

福祉制度にする情報を収集し、情報誌の発行などにより、これを会員に周知するほか、新規会員を獲得して組織拡大をはかる。

(4) 総務部会

会長を補佐しえ、神奈川施保連理事会、常任理事会等の会議を司り、議事運営と議事記録の整備をする。あわせて会則、細則などの整備も行う。

第3条(運営)

専門部会に部会長をおく。部会長は必要に応じて部会を招集し、担当する業務を審議・統括する。

第4条(費用支弁)

部会活動に伴うつぎの費用は、予算科目「部会活動補助費」により会計整理し、その予算の範囲内にて支出する。ただし、他の予算科目の支出対象に該当する費用は、当該科目の支出とする。

(1) 移動を要する場合の自宅から目的地までの合理的かつ経済的な順路による交通費

(2) 部会活動のための調査・研究・啓発などに要する費用およびその資料作成費

(3) その他部会活動に関連する費用

2 各部会長は「部会活動補助費」予算を、各部会の活動状況に即し、適正に支出するように努めなければならない。

3 費用は、所定の請求書に領収書(交通費を除く)を添付し、当該業務を所管する部会長を経由して、会計担当に提出することにより支弁する。

第5条(改廃)

この細則の改廃は、常任理事会において行う。

第6条(発行)

この細則は、平成20年7月6日から発効する。

この細則は、平成24年6月9日から発効する。

この細則は、平成27年1月11日から発効する。

【資料 5】

全施連「新しい施設のあり方に関する提言」(要旨)

私たち一般社団法人・全国知的障害者施設家族会連合会は、『知的障害のある人誰しもが、人間としての尊厳(その人が人として生まれてきたから尊い)を重んじられ、その人らしい生き方ができる仕組みを、国が責任をもって確立することを求める』という理念のもとに、知的障害のある人自らが選択する多様な生活の場の一つとして、「新しい生活施設」を設置することなどについて、以下のとおり提言するものである。

1 知的障害のある人たちが求める暮らしの姿について

自らの家族を作ることができない多くの知的障害のある人たちが、それに代わる家族縁で生涯を通じて結ばれ、かつ、24時間切れ目のない必要な支援を受けながら、安心・快適に暮らすことができる「新しい生活施設」を設置すること。

この「新しい生活施設」は、従来の障害者支援施設等とは異なり、「同じ屋根の下で暮らし、同じ釜の飯を食べ、そして喜びも悲しみをわかちあう」という家族的な人間関係が何よりも重要であり、規模の大小は問題とするところではない。

2 国の責任について

国の責任として、障害者にかかる費用は全額国が負担すること。

それとともに国民に対して、障害のある人たちを税金で支援することの必要性を十分説明し、理解を得ること。

以上

【資料 6】

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会

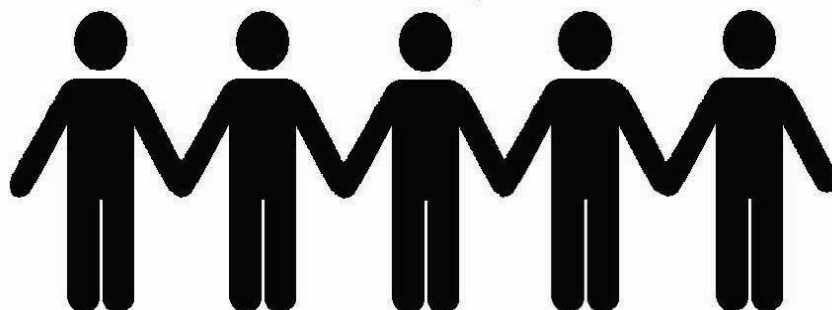
加盟施設一覧

平成28年6月現在

施設名	施設名
愛名やまゆり園(140名) 046-247-0621 〒243-0038 厚木市愛名1000番地	素心学院(75名) 0463-71-1255 〒259-0103 中郡大磯町虫窪39-1
愛の森学園(40名) 046-248-5211 〒243-0123 厚木市森の里青山14-2	貴志園(30名) 0467-78-4178 〒252-1124 綾瀬市吉岡2381-1
厚木精華園(118名) 046-291-0780 〒243-0201 厚木市上荻野4835-1	津久井やまゆり園(160名) 042-684-3511 〒252-0174 相模原市緑区千木良476
綾瀬ホーム(80名) 0467-77-6611 〒252-1124 綾瀬市吉岡2337	中井やまゆり園(112名) 0465-81-0288 〒259-0157 足柄上郡中井町境218
永耕園(160名) 0465-42-2268 〒250-0203 小田原市曾我岸148	のぼら園(30名) 045-742-1250 〒240-0025 横浜市保土ヶ谷区狩場町200-6
柿生学園(60名) 044-987-1511 〒215-0025 川崎市麻生区五力田2-20-10	野百合園(50名) 046-241-7220 〒243-0201 厚木市上荻野5160
川崎授産学園(50名) 044-954-5011 〒215-0001 川崎市麻生区細山1209	秦野精華園(158名) 0463-77-8811 〒257-0003 秦野市南矢名3-2-1
藤野薫風(60名) 042-687-5861 〒252-0181 相模原市緑区佐野川3723	花みずき(50名) 045-593-5932 〒223-0056 横浜市港北区新吉田町6001-1
恵和(172名) 045-353-0661 〒240-0035 横浜市保土ヶ谷区今井町691	ひばりが丘学園(80名) 045-822-3916 〒233-0006 横浜市港南区芹が谷2-1-1
紅梅学園(120名) 046-241-1621 〒243-0201 厚木市上荻野5303	福田の里(50名) 046-267-8425 〒242-0024 大和市福田74
さがみ野ホーム(56名) 0467-76-2600 〒252-1107 綾瀬市深谷中7-1-9	星谷学園(40名) 046-238-8004 〒243-0427 海老名市杉久保南3-31-8
松風学園(130名) 045-802-0441 〒245-0018 横浜市泉区上飯田町1987	三浦しらとり園(88名) 046-848-5255 〒239-0842 横須賀市長沢4-13-1
白根学園(420名) 045-951-2669 〒241-0005 横浜市旭区白根7-10-6	みずさわ(80名) 044-978-3238 〒216-012 川崎市宮前区水沢3-6-50
すぎな会(220名) 046-247-0311 〒243-0125 厚木市小野2136	やまばと学園(60名) 0463-87-1188 〒259-1322 秦野市渋沢2620-2
すみれ園(30名) 045-742-1250 〒240-0025 横浜市保土ヶ谷区狩場町200-6	悠トピア(80名) 0463-69-1222 〒257-0003 秦野市南矢名1955
ソイル栄(50名) 045-891-6030 〒247-0006 横浜市栄区笠間3-10-7	リベルテ(60名) 042-760-1791 〒252-0135 相模原市緑区大島2222-3

合計32保護者会

()内は定員



神奈川県知的障害者施設保護者会連合会事務局
〒235-0021 横浜市磯子区岡村3-15-14
TEL&FAX 045-751-1010 岩本邦雄
<http://w01.tp1.jp/~a368318200/>